

民事手続（選定当事者制度，少額訴訟制度，大規模訴訟の特則）について

法務省 民事局

1 選定当事者制度の改正について

○ 法制審議会での議論の経緯

法制審議会において議論され，公表された「民事訴訟手続に関する検討事項」には，クラスアクションについての記載はなかったが，クラスアクション制度を導入すべきであるという意見が法曹関係団体の一部，大学の一部，消費者団体等から寄せられた。他方，その採用に反対する意見も経済団体や大学の一部等から寄せられた。

そこで，法制審議会において更に議論が行われたが，クラスアクション制度については，参加の意思を表明しないにもかかわらず判決の効力を受けることになる者の裁判を受ける権利を侵害することにならないか，個別に被害額を認定してそれを積み上げる我が国の損害賠償に関する考え方に適合しないのではないかなど様々な問題点の指摘がされた。このため，クラスアクション制度については検討の対象としないこととされ，共通の原因に基づく被害者が多数存在するが，それぞれの被害額が少額であるという類型の訴訟に対処する方策として，選定当事者の制度を拡充する方向で検討すべきものとされた。

↓

そして，選定当事者の制度の拡充の観点から，選定者を募るための広告の制度を設けるかどうかという点も法制審議会において検討された。

しかし，

- ① 選定当事者を利用する場合に限り広告の制度を設けることは合理的といえないのではないか
- ② 訴訟の準備行為としての性質上，広告を裁判所の許可に係らしめることや，広告費用を訴訟費用に含めることは困難ではないか
- ③ 一般に当事者が広告をすること自体は許容されると解されるので，裁判所が広告に関与しないのであれば，広告について民事訴訟法に規定を設ける意味はないのではないか
- ④ 広告の濫用を防止するための広告の規制は，憲法上の表現の自由との関係で問題がないか

などの問題点があることから，当該制度の導入を見送ることとされた。

○ 選定当事者制度の改正の概要

(旧法)

選定当事者による訴訟追行を生ずる場合として、

- ① 共同の利益を有する者が訴えの提起前に選定当事者を選定し、当該選定当事者が訴えを提起し、又は当該選定当事者に対して訴えが提起される場合
 - ② 訴訟の係属後共同の利益を有する者が選定当事者を選定し、訴訟から脱退する場合
- を規定していた。

↓

しかし、例えば、ある当事者が訴訟を迫行している場合に、その者と共同の利益を有する者でその当事者でない者が、既に訴訟を迫行している当事者に訴訟迫行権を授与し、訴訟に加わるには、いったん自ら訴えを提起し、弁論の併合を受けた上で、②の方法により選定当事者を選定し、脱退するほかなかった。

しかし、このような方法は迂遠であり、常に弁論が併合されとも限らない。

↓

そこで、選定当事者制度を利用しやすくし、その一層の活用を図るため、係属中の訴訟の当事者でない者がその訴訟の当事者を選定当事者として選定することができるものとした(第30条第3項)。

2 少額訴訟に関する特則の概要

○ 少額訴訟の趣旨

「少額訴訟」は、少額の紛争について、紛争額に見合った時間と費用と労力で解決を図ることができるように、手続をできる限り簡易迅速にしたもの。

○ 対象となる事件

平成8年改正時は、訴額が30万円以下の金銭の支払の請求を目的とする事件(平成15年改正によって、訴額が60万円以下の金銭の支払の請求を目的とする事件)

ただし、原告が訴え提起のときに少額訴訟手続を希望し、これに対して被告が異議を述べなかった場合に少額訴訟となる(第368条第2項、第373条第1項、第2項)。

○ 少額訴訟の特則

(1) 審理の特色

- ① 反訴の禁止（第369条）
- ② 原則として1回の口頭弁論期日だけで審理を完了（第370条第1項）
- ③ 原則として口頭弁論期日前又はその期日にすべての主張及び証拠を提出（同条第2項）
- ④ 即時に取り調べることができる証拠に限定した証拠調べ（第371条）
- ⑤ 証人尋問における宣誓の省略可能（第372条第1項）
- ⑥ 裁判官が相当と認める順序による証人及び当事者本人の尋問（同条第2項）
- ⑦ 電話会議の方法による証人尋問（同条第3項）
- ⑧ 原則として審理の終了後直ちに判決言渡し（第374条第1項）

(2) 裁判及び強制執行の特則

- ① 判決による支払の猶予（支払期限又は分割払の定め、その定めに従い支払をしたときなどの訴え提起後における遅延損害金の支払義務の免除、第375条）
- ② 必要的仮執行宣言（第376条）
- ③ 単純執行文なく強制執行することの許容（民事執行法第25条ただし書）

(3) 不服申立ての制限

控訴禁止。その判決をした簡易裁判所に対する異議の申立てのみ可能（第377条、第378条）

異議後の終局判決に対しては、憲法違反を理由とする最高裁判所への特別上告のみが可能（第380条）

○ 少額訴訟の利用状況

別添資料参照（注・裁判所データブック2008、52ページ）

3 大規模訴訟等に関する特則について

旧法では、受命裁判官又は受託裁判官による証拠調べは、裁判所外で行う場合に限定されており（旧第265条）、また、受命裁判官等による証人等の尋問の実施の要件も厳格に規定されていた（旧第279条）。

↓

当事者が著しく多数であり、かつ、尋問すべき証人又は当事者本人が著しく多数に及ぶ訴訟においては、一般に、争点等の整理及び証拠調べの双方に関して、極めて長期間を要することとなる場合が多く、迅速な紛争解決の実現が極めて困難な事

態が生じていた。



このような事態に対処するための措置の1つとして、個別の損害の立証等のために必要とされる、被害者等を始めとする多数の証人又は当事者本人の尋問を迅速に行うことができるようにするために、当事者の異議がないときは、裁判所内で受命裁判官が証人等の尋問をすることができる旨の規定を設けた（第268条）。